

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用ディスクリートトランジスタ

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ニ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

パラメータシート

様式: 6D-6

(1/1)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注1)	2(注2、3、4)		3(注2、3、4)		4(注2、3、4)		備考(注5)	判定(注7)
	チェック項目	動作周波数 ≤ 2.7 GHzのものか	GHz < 動作周波数 \leq GHz							
	判定基準	(非) = はい	(該): W超 又は(該) dBm超	W以下 dBm以下	(該): W超 又は(該) dBm超	W以下 dBm以下	(該): W超 又は(該) dBm超	W以下 dBm以下		

注釈

- 注1. チェックグループ1が(非)の場合、その貨物は非該当であり、2以降のチェックグループは記入不要。
注2. 動作周波数をチェックグループ2に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ3、4、5、6、7、8を利用する。(チェックグループ5、6、7、8は様式6D-6(別紙2)参照。)
注3. チェックグループ2が(該)の場合、その貨物は該当。チェックグループ3、4、5、6、7、8も同様。
注4. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。
注5. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。
注6. デービーエム表現(dBm) = $10 \times \log(\text{ピーク飽和出力値(単位:mW)})$
注7. 当該項目に該当する貨物で、窒化ガリウム(GaN)を使用している場合、特別一般包括輸出許可を適用できる仕向地が限定されるのでご注意ください。

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用ディスクリートランジスタ

(周波数選択用別紙)(注1)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ニ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式: 6D-6(別紙1)

(1/1)

CISTEC 2024.02.01

(令和6年2月1日施行省令等対応)

省令番号	(注1)	最低周波数 [GHz]超 (注4)	最高周波数 [GHz]以下 (注4)	ピーク飽和出力値[W]		ピーク飽和出力値[dBm]	
				[W]超	[W]以下	[dBm]超	[dBm]以下
省令第6条第二号ニ(一)1	<input type="checkbox"/>	2.7	2.9	400	600	56	57.8
省令第6条第二号ニ(一)2	<input type="checkbox"/>	2.9	3.2	205	600	53.12	57.8
省令第6条第二号ニ(一)3	<input type="checkbox"/>	3.2	3.7	115	600	50.61	57.8
省令第6条第二号ニ(一)4	<input type="checkbox"/>	3.7	6.8	60	130	47.78	51.2
省令第6条第二号ニ(一)5	<input type="checkbox"/>	2.7	3.7	600	上限無し	57.8	上限無し
省令第6条第二号ニ(一)6	<input type="checkbox"/>	3.7	6.8	130	上限無し	51.2	上限無し
省令第6条第二号ニ(二)1	<input type="checkbox"/>	6.8	8.5	50	130	47	51.2
省令第6条第二号ニ(二)2	<input type="checkbox"/>	8.5	12	15	60	41.76	47.8
省令第6条第二号ニ(二)3	<input type="checkbox"/>	6.8	8.5	130	上限無し	51.22	上限無し
省令第6条第二号ニ(二)4	<input type="checkbox"/>	8.5	12	60	上限無し	47.8	上限無し
省令第6条第二号ニ(二)5	<input type="checkbox"/>	12	16	40	上限無し	46	上限無し
省令第6条第二号ニ(二)6	<input type="checkbox"/>	16	31.8	7	上限無し	38.45	上限無し
省令第6条第二号ニ(三)	<input type="checkbox"/>	31.8	37	0.5	上限無し	27	上限無し
省令第6条第二号ニ(四)	<input type="checkbox"/>	37	43.5	1	上限無し	30	上限無し
省令第6条第二号ニ(五)	<input type="checkbox"/>	43.5	上限無し	0.1ナノ	上限無し	-70	上限無し
省令第6条第二号ニ(六)	<input type="checkbox"/>	8.5	31.8	5	上限無し	37	上限無し

(注3)

(注3)

(注3)

(注3)

(注2)

注釈

注1. 様式: 6D-6(別紙1)は必要に応じて添付する。添付する場合には、対応する動作周波数をチェックする。
注2. 省令第6条第二号ニ(一)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。
注3. 当省令番号に該当するものは、輸出貿易管理令別表第三の三にも該当する。
注4. 省令第6条第二号ニ(一)から(五)は、指定の各動作周波数範囲におけるいずれかの点でピーク飽和出力値が規制範囲となる場合に該当となる。
同号ニ(六)は、指定された動作周波数の全範囲にわたりピーク飽和出力値が規制値を超える場合に該当となる。

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用ディスクリートランジスタ (周波数範囲追加用別紙)(注1)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ニ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式: 6D-6(別紙2)

(1/1)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	5(注2、3、4)		6(注2、3、4)		7(注2、3、4)		8(注2、3、4)		備考 (注5)
	チェック項目	GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		
	判定基準	ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注6)		ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注6)		ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注6)		ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注6)		
		(該): W超 W以下 又は(該) dBm超 dBm以下								

注釈

- 注1. 周波数範囲が様式: 6D-6でおさまらない場合は、様式: 6D-6(別紙2)を使用する。
注2. 動作周波数をチェックグループ5に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ6、7、8を利用する。
注3. チェックグループ5が(該)の場合、その貨物は該当。チェックボックス6、7、8も同様。
注4. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。
注5. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。
注6. デービーエム表現 (dBm) = 10 × log(ピーク飽和出力値(単位: mW))